

期日前投票制度

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日前に投票することができる制度です。

投票日に投票所に行けない旨を申し立て、その申し立てが真正であることの宣誓書を提出し投票します。投票所入場券の裏面が「宣誓書」ですので、記入して持参してください。

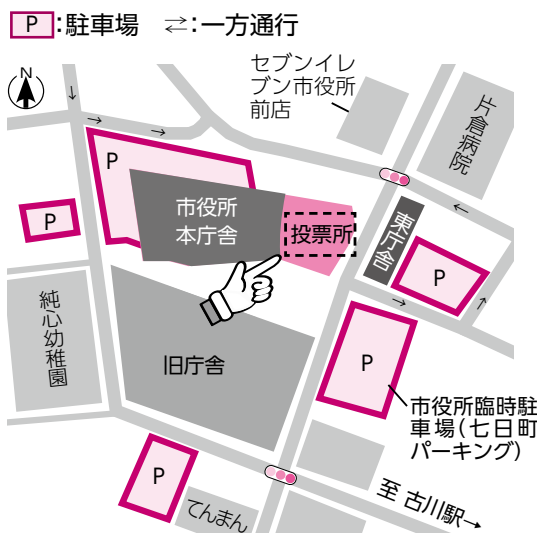
期日前投票所の場所と期間

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎1階 屋内広場(パタ崎さん家)	10月14日(土)～21日(土)	8:30～20:00
各総合支所		
大崎生涯学習センター(パレットおおさき)(古川穂波3-4-20)	10月14日(土)～21日(土)	9:00～19:00
鬼首基幹集落センター(鳴子温泉鬼首字原43-1)	10月19日(木)・20日(金)	8:30～17:00

※全ての期日前投票所で投票ができますが、会場によって投票できる時間が異なりますので、ご注意ください。

※古川地域の期日前投票所は、混雑が予想されますが、各総合支所などの他の期日前投票所では、例年混雑せず、待ち時間も少なく投票できる傾向にあります。

市役所本庁舎周辺マップ



投票で 未来をつくろう その手から

投票日: 10月22日(日) 投票時間: 7時～19時

※鳴子温泉地域は、7時から18時までです。

投票所: 入場券に記載された投票所を確認してください。次の投票区は、投票所が変更となりますのでご注意ください。

変更となる投票区

投票区	変更後(10月22日投票日)	変更前(令和4年7月)
古川第1投票区	市役所本庁舎 屋内広場(パタ崎さん家)	古川第一小学校ふれあいルーム
古川第10投票区*	古川中里・駅南コミュニティセンター(つむぎ)(古川中里6-5-12)	古川第三小学校 体育館
鳴子温泉第8投票区	オニコウベリフレッシュセンター(鳴子温泉鬼首字原43-1)	鬼首基幹集落センター

※中里中行政区は、第10投票区に変更となります。

開票の場所と開始時刻

場所 田尻総合体育館
開票開始 20時45分～

▶市ウェブサイト



投票時の不安に寄り添い、サポートします!

投票するときに、不安や心配なことはありませんか。投票をしたいけれど「投票の手順が分からない」「今まで投票に行ったことがない」といった皆さんの不安に、職員が寄り添って丁寧に案内します。



▲明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

Q: 投票したい人の名前を忘れてしまったらどうしよう。

A: 名前を書いたメモや選挙公報などを持ち込むことができます。

Q: 一人で投票所に行くのが不安です。

A: 必要に応じて、介助の人や子どもと一緒に入場できます。

Q: 投票所の中を移動するのが大変です。

A: 職員が付き添い、移動の手伝いをします。

あなたの投じる一票が、明るい未来につながります。満18歳以上の人は、棄権することなく、清く正しい一票を投じましょう。



たら記載された内容をよく確認してください。

なお、入場券がなくても受け付けは可能です。紛失、または忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、10月20日(金)までに行政区長を通して各世帯に配布します。

代理投票・点字投票

体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票制度

投票日当日に、次のいずれ

大崎市で投票できる人

年齢が満18歳以上(平成17年10月23日以前に生まれた人)で、大崎市に令和5年7月12日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

令和5年7月13日以降に大崎市に転入の届け出をした人は、前の市区町村で投票してください。

市内で転居した人

9月26日までに転居の届け出をした人は、転居先の住所で投票してください。

9月27日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場券の発送

投票所入場券は、10月10日(火)をめどに発送します。届い

かに該当する人は、不在者投票ができます。

■出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合

10月14日(土)から10月21日(木)まで、滞在先の市区町村で投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類を早めに請求してください。

■病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

■障がいのある人が郵送で投票する場合

体に重度の障がいがある人などが、郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月18日(水)17時までに、所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。

日曜窓口を休止します

10月22日(日)の宮城県議会議員一般選挙投票日は、市民課の日曜窓口を休止します。